

国民健康保険被保険者証更新のお知らせ

～新しい被保険者証の有効期限は平成 26 年 9 月 30 日までです～

新しい保険証は 9 月に郵送いたしました

浦河町国民健康保険の保険証は、毎年 9 月に更新をしています。すでに交付されている保険証の期限が切れる 9 月 30 日までに間に合うように、「簡易書留」で世帯主宛てにまとめて郵送いたしました。9 月が過ぎても保険証が届かない場合は、役場保険医療課保険医療係までお問い合わせください。

ただし、国民健康保険税の全部または一部に滞納がある場合には、郵送できない場合がありますのでご了承願います。



新しい保険証が届いたら？

記載内容を確認し、大切に保管してください。

※カードケースを紛失・破損した場合は、役場保険医療課保険医療係または荻伏支所にて新しい物を交付します。

古い保険証はどうするの？

古い保険証は裁断のうえ破棄してください。破棄することが難しい場合は、役場保険医療課保険医療係または荻伏支所に返却してください（郵送でもかまいません）。

資格に異動があった場合は？

他の健康保険に加入した方は、国保の資格喪失届が必要です。また、国保に加入するときも届出が必要です。異動があった場合は、必ず 14 日以内に届出をお願いします。

○お問い合わせ先 役場保険医療課保険医療係 電話 26 - 9002（直通）

●国民年金機構からお知らせ

専業主婦（夫）の年金が改正されました

～年金の切り替えの届出が 2 年以上遅れたことがある方は、今すぐ手続きを！～

原則として 20 歳から 60 歳までのすべての方が「年金」に加入することになっていますが、会社員や公務員（2 号被保険者）に扶養されている配偶者（専業主婦：3 号被保険者）は、保険料を納める必要はありません。

ただし、夫が退職した場合や、妻自身の年収が増えたときなどは、届出（3 号被保険者から 1 号被保険者への変更届）をして、保険料を納めなくてはなりません。

この届出が 2 年以上遅れたことがある方は、2 年以上前の保険料を納付することができないため、保

険料の「未納期間」が発生します。

このたび、専業主婦の年金が改正され、このような方が手続きをすれば、「未納期間」を「受給資格期間」に算入できるようになりました。（※妻が会社員、夫が専業主夫の場合も同様です）

詳しくは、最寄りの年金事務所、または国民年金保険料専用ダイヤル（電話 0 5 7 0 - 0 1 1 - 0 5 0）へお問い合わせください。

※お問い合わせ時には、年金手帳など基礎年金番号がわかるものを用意ください。